

特定指定物質の適正管理計画及び取扱量の届出要領（第2版）

平成27年3月 群馬県環境森林部環境保全課

1. 特定指定物質(条例第47条・規則第30条の9)

- ① 取り扱っている物質が化合物や塩類である場合、特定指定物質への該当性の判断は、特定指定物質の対象元素等を含むかどうかで判断するので、化合物種類等は特定しない。例えば、二酸化マンガンを取り扱っている場合、マンガン元素を含んでいるので、特定指定物質の「マンガン及びその化合物」に該当。
- ② 公共用水域に多量に排出されることで、人の健康や生活環境に係わる被害が生ずるおそれがあり、利水障害の原因となる化学物質が特定指定物質であるので、取扱いの過程で公共用水域に排出される形態を取り得る物質。
- ③ 人の健康又は生活環境に係わる被害を生じるおそれとは、直接人の健康に係わる被害の他、浄水場の取水停止、魚のへい死等生活環境に係わる被害も含む。

2. 特定指定物質取扱事業者(条例第48条第1項・第2項・規則第30条の10、規則第30条の12)

- ① 工場又は事業場の設置者とは、工場長や所長ではなく、当該工場又は事業場を設置している法人や個人の代表者（代表取締役等）であるので、工場長等が届出を行う場合には、設置者からの委任状等が必要。なお、工場長等が商法上の支配人になっている場合には、届出者としての法人等の代表者は工場長等でも可能。
- ② 特定指定物質取扱事業者への該当の判断は、特定指定物質が公共用水域に多量に排出されることで、人の健康又は生活環境に係わる被害を生じるおそれがあり、利水障害の原因となる化学物質であることを十分に踏まえ、以下の要件1及び要件2への該当性から判断を行う。

要件1取扱量の合計質量が500kg以上(規則第30条の10第1項、規則第30条の12)

ア 工場又は事業場とは

- ① 事業活動が行われている一単位の場所で、単一の運営主体（企業等）のもとで、同一または隣接、近接する敷地内において、特定指定物質の管理が一体として、継続的に事業活動を行っているもの。複数の工場又は事業場がある場合は、それぞれの事業場単位で要件への該当性を判断。

イ 年度とは

- ① 4月1日から3月31日までの間。年度途中から特定指定物質の使用を開始した場合は、その時点から3月31日までの間。
- ② 取扱量の起算日は、条例が施行された平成25年4月1日からである。

ウ 取扱量とは

- ① 取り扱っている1つの特定指定物質毎に、
取扱量＝年間製造量＋年間貯蔵量＋年間使用量＋年間処理量 で事業所単位で以下

の a. ～ d. を踏まえ把握を行うが、その他取扱量を的確に把握できる方法でも可。また、日や月単位で取扱量を把握している場合は、それらの合計から取扱量を算出する。

- ② 同一工程で取り扱っている場合は、重複して把握を行わないこと。また、取扱い形態毎の量の届出も不要。
- ③ 同一の特定指定物質を例えば製造工程と使用工程等複数の工程で使用している場合、当該工程が同一の工程であれば、いずれかの工程で把握し、別の工程であれば、それぞれで把握。
- ④ 固体として取り扱っているが、特定指定物質を含む水(後述)となる形態をとる使用方法や、気体として取り扱っているが、同様に特定指定物質を含む水(後述)となる形態をとる使用方法の場合は、当該水に含まれる特定指定物質の取扱量で把握。
- ⑤ 取り扱っている物質が複数の特定指定物質に該当する場合、該当するどちらかの特定指定物質の取扱量で把握。
- ⑥ 取り扱っている物質が元素及びその化合物である特定指定物質の場合、当該特定指定物質中の元素の割合から取扱量を算定するのではなく、元素及びその化合物として取扱量を把握する。また、重量を届出要件としているので、特定指定物質を含む混合物であれば混合物中の濃度に重量を乗じて計算。なお、取り扱う物質の形態等に応じて、重量を的確に把握できる方法でも算出可能。
- ⑦ 副生成物や不純物として特定指定物質が含まれている場合は、1質量%以上含有される場合は取扱量として計算。

a. 年間製造量

- ① 化学反応、精製等により作り出される対象物質の量(副生成物も含む)。
- ② 特定指定物質を含む原材料、資材等を精製、分離するなどして、特定指定物質を製造している場合は、使用量ではなく製造量として把握。

b. 年間使用量

原材料、資材等に含まれる特定指定物質毎に、

年間使用量 = 年間購入(搬入)量 - 年度末の在庫量 + 年度初め在庫量 で事業所単位で取扱量の合計を計算。

c. 年間処理量

対象物質に着目して処理している特定指定物質毎に、

年間処理量 = 年間処理施設等投入量 - 年度末の未処理量 + 年度初め未処理量 で事業所単位で取扱量の合計を計算。

d. 年間貯蔵量

貯蔵タンク等で搬出入している特定指定物質毎に、

年間貯蔵量 = 年間購入(搬入)量 - 年度末の貯蔵量 + 年度初め貯蔵量 で事業所単位で取扱量の合計を計算。一定期間設置される施設等により貯蔵されるものを対象とするので、物理的に固定されておらず、常時移動させながら使用する、ドラム缶やポリタンク等での保管や一般の小売業者や卸売業者等で、商品や在庫として取扱い場合は貯蔵の対象外。

なお、特定指定物質をドラム缶等で保管を行っていても、当該物質を事業所内

で製造、使用又は処理として使用している場合は当該取扱量として計算。

要件2事故等により公共用水域に排出されるおそれがある(規則第30条の10第2項)

ア 事故とは

- ① 人為的な事故に限らず、天災等不可抗力による事故も対象に含む。
- ② 事業場の敷地外に漏洩等が発生しないが、通常の管理・製造工程等と異なる事態が発生し、事業場敷地内に漏洩等した場合も含む。なお、通常と異なる管理・製造工程等が発生した段階で、直ちに敷地外への影響の有無等まで把握することはできないので、事故のとらえ方は幅広い概念である。

イ 特定指定物質を含む水とは

- ① 特定指定物質を含む水溶液以外にも、特定指定物質100%の溶液も含む。
- ② 以下の形態については、特定指定物質を含む水となり、公共用水域に排出される取扱い形態に含む。
 - ア. 溶解性(溶媒に対して1質量%以上〔10g/L〕溶解すること)がある固体や気体の特定指定物質
 - イ. 公共用水域に排出されることで、均一に拡散する形態をとる特定指定物質

ウ. 公共用水域とは

- ① 河川、湖沼その他公共の用に供される水域、かんがい用水路、道路側溝その他公共の用に供される水路等をさす。

エ. 排出されるおそれ

- ① 取り扱っている特定指定物質の性状や取扱形態及び漏出防止施設等の状況等を踏まえ、施設の破損や作業ミス、不可抗力等により公共用水域に排出されるおそれを広く捉えている。
- ② 通常の操業状況では、工場又は事業場からの水を全量地下浸透や全量合流式下水道へ排除している場合でも、操作ミスや想定外の事態の発生により、公共用水域に排出されるおそれがある場合も含む。

3. 特定指定物質の管理計画(条例第48条第1項・規則第30条の11、規則第30条の15)

(1)届出(規則第30条の11第1項、規則第30条の15)

届出様式:別記様式第11号の4

- ① 適正管理計画は「群馬県特定指定物質の適正な管理に関する指針」第4-1に規定される、「基本方針」及び「実施計画」から構成される。
- ② 基本方針は、環境汚染や事故等の未然防止という観点から特定指定物質の管理に関する現状を把握した上で、今後の特定指定物質の管理の方針・目標を踏まえて作成。
- ③ ISOやPRTTR法等に基づく、既存の管理計画等で指針の要件を満たすものであれば代用可能。
- ④ 適正管理計画は特定指定物質の取扱い形態(製造、使用、処理、貯蔵)を踏まえて別に定める参考書式例等を参考に記載。ある程度の時間を要する施設の設置や改修等が必要な事項については、具体的な設置等計画に基づく、工事着手予定日や完了予定

日等の記載でも可とする。

- ⑤ 取り扱っている特定指定物質の名称が秘密として管理されている場合は、具体的な製品名でなく抽象的な名称など任意の名称で適正管理計画を作成することができるが、別記様式第11号の4には、任意の名称にあわせて、特定指定物質の名称も記載すること。
- ⑥ すでに作成されている計画等で任意の名称とは異なる名称を使用している場合は、適正管理計画の届出において、任意の名称との対応表等を添付。
- ⑦ 適正管理計画の作成の対象となる特定指定物質は年間の取扱量が500kg以上の特定指定物質のみである。
- ⑧ 取り扱っている製品等毎で取扱量を把握している場合でも、特定指定物質毎に取扱量を合算すること。なお、任意で別記様式第11の5の他に製品等毎の取扱量を提出することもできる。
- ⑨ 県内に複数の工場又は事業場が設置されている場合には、当該工場又は事業場が設置されている地域を管轄する県環境森林事務所・環境事務所・権限委譲市（以下「管轄事務所」という。）に提出すること。
- ⑩ なお、管轄事務所に他法で届出を行っていない工場・事業場については、任意で「届出参考事項」を提出すること。

(2)届出期限(規則第30条の11第2項)

ア. 該当したとき120日以内に届出とは

- ① 事故等により特定指定物質が公共用水域に排出されるおそれがある工場又は事業場で、年度途中で取扱量が500kg以上となったことが把握された場合、その時点から120日を起算。取扱量の把握頻度が、日や月単位である場合は、当該把握日を基準に120日を起算。なお、PRTTR法対象事業場等で、平成24年度の年間取扱量が500kg以上であっても、条例施行日以降からの取扱量が500kg以上となった日から120日を起算。
- ② 工場又は事業場の設置者の自主的な取り組みを推進する条例であるので、120日の起算点は設置者自身で判断。
- ③ 年度途中で、特定指定物質取扱事業者に該当した場合、取扱量の届出は翌年の6月30日までであるが、適正管理計画は120日以内に提出。

4. 取扱量の届出(条例第48条第3項・規則第30条の13)

(1)届出(規則第30条の13第1項、規則第30条の15)

届出様式:別記様式第11号の5

- ① 取扱いに関する特定指定物質の名称が秘密として管理されているため、適正管理計画の提出の際に、任意の名称を用いた場合は、任意の名称のみを用いて届出が可能。
- ② 情報公開請求があった場合、任意の名称を使用したという事業者の意志を踏まえた上で、情報公開条例の規定に基づき対応。
- ③ 取扱量の届出の対象となる特定指定物質は年間の取扱量が500kg以上の特定指定物質のみである。

- ④ 県内に複数の工場又は事業場が設置されている場合には、当該工場又は事業場が設置されている地域を管轄する管轄事務所に提出すること。

(2)届出期限(規則第30条の13第2項)

- ① 年度途中で取扱量が500kg以上であることを把握した場合であっても、取扱量の届出期限は翌年度の6月30日。なお、適正管理計画については、把握された時点から120日を起算して届出。
- ② 事業者の負担軽減のため、直近の届出時の取扱量を基準に3割を超える取扱量の増減があった場合にのみ、3割を超えた翌年度の6月30日までに届出。例えば、当初届出量に対して、毎年1割減が3年継続した場合4年目に届出。
- ③ 直近の届出以降取扱量が減少し500kg未満となったり、当該特定指定物質の取扱いを廃止した場合は、その事実が生じたときから30日以内に、特定指定物質適正管理計画変更等届出書(別記様式第11号の6)を届出。なお、県内に設置されている全ての工場又は事業場で、規則第30条の10に定める要件を満たさなくなった場合は、その事実が生じたときから30日以内に、特定指定物質取扱事業者の廃止届出書(別記様式第11号の7)を届出。

5. 適正管理計画の変更・廃止届出(条例第48条第4項・規則第30条の14)

(1)適正管理計画の変更・廃止届出(規則第30条の14第1項)

届出様式:別記様式第11号の6

- ① 取り扱っている特定指定物質の種類や工場又は事業場の名称等が変更となった場合や、当該工場又は事業場において特定指定物質の取扱いを廃止した場合に届出を行う。
- ② 取り扱っている特定指定物質の名称が秘密として管理されている場合は、任意の名称で変更届出を提出することができるが、別記様式第11号の6には、任意の名称にあわせて、特定指定物質の名称も記載すること。
- ③ 県内に複数の工場又は事業場が設置されている場合には、当該工場又は事業場が設置されている地域を管轄する管轄事務所に提出すること。

(2)届出期限(規則第30条の14第2項)

- ① 変更や廃止した事実が生じた時から30日以内であるが、取り扱っている特定指定物質の形態や設備の変更等に伴い、適正管理計画の内容に大幅な変更(特定指定物質の種類や取扱形態等)があった場合は、120日以内に届出。大幅な変更該当するかどうかの判断は事業者が自主的に行うこととするが、必要に応じて管轄事務所に照会。

(3)特定指定物質取扱事業者廃止届出(規則第30条の14第1項)

届出様式:別記様式第11号の7

- ① 特定指定物質を取り扱っている工場又は事業場を設置している者が、廃業等により特定指定物質取扱事業者該当しなくなった場合は、適正管理計画の変更・廃止届と併せて、管轄事務所に提出する。